

吹田市立こども発達支援センター条例の一部改正の骨子案

1 趣旨及び概要

令和6年（2024年）4月1日に児童福祉法の一部が改正されます。本改正により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関であることが明確化され、指定障害児通所支援事業者に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（支援内容等への助言・援助等）を行うこととなります。これを受けて、児童発達支援センターの指定を受けている吹田市立こども発達支援センターの施設の1つである地域支援センターの事業に指定障害児通所支援事業者に対する支援を追加します。

また、地域支援センターは、杉の子学園、わかたけ園等の障害児施設で療育を受けていない児童の療育及びその保護者の支援を目的とした施設として設置され、そのような児童及び保護者を対象とした事業を行ってまいりましたが、近年、民間の指定障害児通所支援事業所で療育を受けながら地域支援センターが実施している相談や親子教室を希望する児童と保護者が増加したことを受け、現状、そのような児童とその保護者に対しても相談等の支援を行っています。今後も、地域支援センターに対する療育を必要とする児童とその保護者からの支援についての要望が増えるとともに、その内容が多様化することも見込まれることから地域支援センターの目的と使用者等の範囲を見直すものです。

2 改正内容

(1) 地域支援センターの事業の追加

地域支援センターの事業に、療育を行う事業者に対する相談、専門的な助言その他の必要な支援を追加します。

(2) 地域支援センターの目的及び使用者の範囲の変更

障害児施設で療育を受けていない児童の療育及びその保護者の支援としている地域支援センターの目的を、障害児施設での療育に係る支援の有無にかかわらず療育を必要とする児童及びその家族を支援することとします。

また、児童発達支援等を受けていない児童及びその保護者を対象としている事業についても、その対象を療育を必要とする児童及びその保護者とし、児童発達支援等を受けている児童及びその保護者も当該事業で地域支援センターを使用することができることとします。

3 施行予定

令和6年4月1日とします。